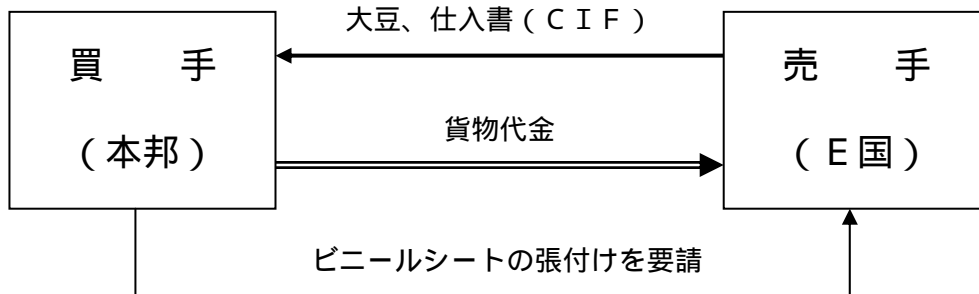


## 26. 売手が負担するコンテナ内部に張るビニールシートに要する費用



### 【照会要旨】

当社（買手）は、売手からCIF条件で大豆を購入（輸入）します。

当社は、輸入貨物をコンテナで運送するにあたり、その貨物が汚れないようにするため、コンテナ内部の底や側面にビニールシートを張ることを売手に要請しました。

ビニールシートの張付けに要する費用は、売手が負担することとなり、当社が売手からその費用を別途請求されることはありません。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、売手が負担したビニールシートの張付けに要する費用は、現実支払価格に含まれているものとして取り扱ってよいですか。

### 【回答要旨】

上記の取引において、売手が負担するビニールシートの張付けに要する費用は、輸入貨物の現実支払価格に含まれているものとして取り扱って差し支えありません。

（理由）

「現実支払価格」とは、買手が売手に対して又は売手のために、輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみてその輸入貨物の輸入取引をするために現実に支払った又は支払うべき総額をいい、売手の債務の弁済等の間接的な支払の額を含みます。

また、輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃、保険料その他当該運送に関連する費用は、買手により負担されるものであるか否かを問わず、現実支払価格に含まれていない限度において、当該現実支払価格に加算することとなります。

上記の取引において、ビニールシートの張付けに要する費用は、「その他当該運送に関連する費用」に該当しますが、貴社（買手）は売手からCIF条件で輸入貨物を購入しており、また、貴社が貨物代金とは別に当該費用を支払うものではありませんので、輸入貨物の現実支払価格に含まれているものと認められます。

### 【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項、同項第1号

関税定率法施行令第1条の4

関税定率法基本通達4-2(1)、4-8(6)イ

**注記**

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)